

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

テーケー・アクティブ株式会社
宮城県仙台市青葉区郷六字屋敷4番22号

2. 指名停止措置期間

平成27年11月 4日から平成28年 2月 3日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

テーケー・アクティブ株式会社の代表取締役は、秋田県仙北市が発注する廃棄物最終処分場の管理業務に関して、便宜を図ってもらった見返りに、同市職員に対して去年と今年の2回にわたって140万円相当の国内旅行の接待を行ったとして平成27年9月28日に、秋田県警に贈賄容疑で逮捕された。

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号）別表贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第3号（贈賄の容疑）に該当することから、3ヶ月の指名停止を行うものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領〉

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄の容疑) 3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方支分部局等の管轄区域（管轄区域の定めがない地方支分部局等にあつては、所属担当官の置かれている官署の所在地の属する都道府県の区域及び当該都道府県に隣接する都道府県の区域等部局長が適宜定める区域とする。以下同じ。）内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 代表役員等 ロ 一般役員等 ハ 使用人	逮捕又は公訴を知つた日から 3カ月以上9カ月以内 2カ月以上6カ月以内 1カ月以上3カ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 細田 雄一 電話018-836-2070